

保保発 0920 第1号
令和4年9月20日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者
の収入確認の特例の延長について

ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発 0604 第1号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「令和3年6月課長通知」という。）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（令和3年6月4日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。以下「令和3年6月事務連絡」という。）を発出し、臨時の特例的な取扱いを行っているところである。

本特例措置については、令和3年12月から新型コロナウイルスワクチンの追加接種が実施され、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が令和4年9月末まで延長されたことから、その対象期間を令和4年9月末まで延長しているところであるが、今般、令和4年9月半ば過ぎからオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種が開始されることとなり、特例臨時接種の実施期間が令和5年3月末まで延長されたことを踏まえ、引き続き医療職の方の確保に万全を期す必要があることから、本特例措置についても令和5年3月末まで延長することとした。具体的な取扱いについては、令和3年6月課長通知及び令和3年6月事務連絡と同様であるので、貴職におかれては適切に対応されたい。

また、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者以外の方についても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうることから、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年

4月10日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)及び「被扶養者の収入の確認における留意点について(再周知)」(令和3年2月12日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)において示した留意点に沿って、引き続き適切に対応いただきたい。

なお、この取扱いについては、厚生労働省年金局事業管理課、総務省自治行政局公務員部福利課、財務省主計局給与共済課及び文部科学省高等教育局私学部私学行政課とも協議済みであることを申し添える。